

莫大小職工諸君、諸君は定めし日々の新聞を見て居られるであらう。諸君は労働者だ。労働者であるからにはその中にある労働問題の記事をよく見逃がしはすまい。見逃す處か眼を皿の様にして是れを讀んでみる筈だ。諸外國は勿論、今日我國に於ても他の職業労働者の活動は如何に諸君が新聞紙上に於て是等の労働者の活動を見る時、諸君の胸は躍らないか。労働者は鐵の様に固く團結して立派な労働組合を作つてゐる。そして賃銀の値上げ解雇手當の要求等をして今日の悲惨なる吾々の境遇を改善せん。日夜奮闘努力してゐる。然るに吾々莫大小職工の現状は果して如何か。「八時間労働」を叫ばれつゝある時にか、はらず長時間牛馬の如くコキ使はれ然かも其の得る所は妻子を養ふに足らず、労働者の中でも一番惨めな生活をしてゐるではないか。而かも資本家側では吾々を永久に現在の悲惨なる境遇に押し込めて置かん爲に同業組合又は大正會なるものを組織してゐる。

莫大小職工諸君！
覺めよ！起てよ！團結せよ！而して今日の「生活不安」を取り去つて「人間らしい生活」を獲得しようではないか。是れ今回我々が莫大小工組合を組織したる所以である。

綱領

- 一、我等は相互扶助の觀念に基き團結の威力を以て經濟的福利の増進並に智識の啓發を期す。
- 二、我等は労働者階級に資本家階級とが兩立すべからざる事を確信す。我等は労働組合の實力を以つて労働者階級の完全なる解放と自由平等の新社會の建設を期す。

日本労働總同盟 大阪莫大小工組合規約

第一章 總則

- 第一條 本會は大阪府の莫大小業に従事せる労働者を以て組織し大阪莫大小工組合と稱す。
- 第二條 本組合は日本労働總同盟に加盟す。
- 第三條 本組合は本部を大阪府西成郡豊崎町に置き支部を各所に置く。
- 第一章 目的及事業
- 第四條 本組合は本組合の綱領宣言の實行貫徹を期するを以て目的とす。

第二章 機關

- 第六條 本組合の機關を總會と役員會との二種とす。
- 第七條 總會は組合員全員を以て組織し毎年春秋二回組合長之れを召集し本組合の重要事項を協議決定す、但し役員會の決議により臨時總會を開催する事を得。
- 第八條 役員會は總會の決議を執行し又臨時の處置を採るものにしてその爲に毎月一回以上開催するものす。

第四章 役員

- 第九條 本組合に左の役員を置く。
一、會長 一名 一、副會長 一名
一、會計 一名 一、幹事 若干名
- 第十條 役員は春期總會に於て選舉し任期は一ケ年間とす。

第五章 入會退會

- 第十一條 本組合に入會するものは規定の様式に従ひ一ヶ月分以上の會費を添へて申込むべし。
- 第十二條 本組合を退會せんとするものは其の理由を明記し會員證、徽章を添へて届出すべし。

第六章 雇主との交渉

- 第十三條 本組合員にして雇主と労働條件に就て交渉せんとする場合は豫め支部役員に相談するものす。
- 第十四條 本組合の支部にして雇主と團體的交渉をする場合は豫め本部役員に報告しその許可を得べきものす。
- 第十五條 前條の報告を受たる役員は直ちに會長をして役員會を召集せしめ遲滞なく可否の決定を該支部に與ふべきものす。

第七章 會計

- 第十六條 本組合の經費は總て組合員の賦出とす。
- 第十七條 本組合會費は一ケ月に金五拾錢とす。
- 第十八條 本組合の會計は總會に於て決算を報告し總會の承認を得る事を要す。
- 第十九條 既納の金銭は以何なる理由あるも一切返還せず。

第八章 附則

- 第二十條 支部の規約は本組合の規約に反せずる範圍に於て定め役員會の承認を受くべし。
- 第二十一條 本組合は役員會の承認を得て會計検査者若干名、顧問、相談役を置く事を得。
- 第二十二條 本規約は總會に於て出席者三分の二以上の賛成者あるに非ざれば變更する事を得ず。

日本労働總同盟 大阪莫大小工組合

會長 西尾末廣
顧問法學士 山名義鶴
法律顧問 法學士 小岩井 淨